

18歳

# 何が変わるの?

18歳にならうこと

## 18歳にならうこと

- 親の同意を得ない契約
  - ・携帯電話を買う
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードを作る
  - ・アパートを借りる
- 10年有効のパスポートの取得
- 国家資格(公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許など)の取得
- 結婚(女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に)
- 選挙(平成28年6月から)

20歳にならないとできないこと  
(これまでと変わらないこと)

- 飲酒
- 喫煙
- 投票券(競馬、競輪、オートレース、競艇)の購入
- 大型・中型自動車運転免許の取得
- 養子の受けいれ
  - ※健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる」となどをして内容とした「民法の一部を改正する法律」が、令和4年4月1日から施行されます。若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことが目的で、「若者の未来の可能性を広げる」という願いやエールが込められています。

町では18歳の成人式を行わず、「二十歳のつどい」として8月15日(月)に開催します。

## 1. 契約は自分の責任。自分の収入と要相談

一人で契約を結ぶようになる反面、結んだ契約により権利と義務が生じます。

未成年者が契約をする場合、親などの法定代理人の同意が必要で、法定代理人の同意がない契約は原則として取り消せます(未成年者取消権)。

しかし、成年になれば未成年者取消権は使えなくなってしまうので、結んだ契約に対しては、自分で責任を負わなければいけません。

一人で契約できるようになったからといって、収入に見合わない高額な買い物をしたり、多額の借金をしたりすれば、返済の責任も自分自身にのしかかるので注意が必要です。

## 2. 消費者トラブルに巻き込まれたら、まずは相談

契約にはさまざまなルールがあり、契約の知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質な業者も少なくありません。

万が一、契約や買い物で消費者トラブルに巻き込まれた場合は、一人で抱え込みます、誰かに相談することが大切です。

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、まずは「消費者相談窓口(76-2213)役場住民課内」か「消費者ホットライン(188)」へ相談してみてください。

## 3. 知識が最大の武器。家庭でも話し合ってみよう

消費者トラブルに巻き込まれないためには、未成年のうちから、契約のことを学び、さまざまなルールを知った上で、その契約を結ぶべきかを判断する力を身に付けておく必要があります。

消費者庁の特設ページ「18歳から大人」では、18歳から大人として行動するために必要な情報を紹介しています。その中で、関連教材として「社会への扉」「中学生向け消費者教育プログラム」なども用意されています。

未成年者がいる家庭では、ホームページや教材を参考に、家族で契約のことを話し合ってみるのもいいかもしれません。

いいことばかりじゃない? 気を付けておくこと

できることが増えた反面、気を付けないといけないこともあります。一体、どんなことが



## 令和4年4月、成年年齢は18歳になる。

東京リベンジャーズ



©和久井健・講談社/アニメ「東京リベンジャーズ」製作委員会

出典:政府広報オンライン

政府広報 成年年齢引き下げ

